埼玉県スポーツ少年団
活動活性化事業（補助事業）
実施計画マニュアル

１　事業概要
２　事業計画について
３　申請・報告について

Ⅰ 事業概要

(1)スポーツ少年団活性化事業の実施について

スポーツ少年団創設から60年が経過し、その間に社会情勢の変化や人々の価値観が多様化するなどスポーツ少年団を取り巻く環境も大きく変わっています。

本補助事業は、様々な課題解決に向けた事業を企画・運営し、各市町村スポーツ少年団本部の活動がより充実されることを目的とし実施します。

市町村スポーツ少年団において、今まで実施できなかったことや今後取り組むべきことなど新しい事業実施などに活用ください。

(2)事業内容

実施課題（選択制）	市町村スポーツ少年団における**課題解決に向けた事業を企画**し、実施してください。 選択課題は下記のア)～オ)となります。 ア)団員同士の相互交流を目的とした事業 イ)幼児や小学生の加入を促進する事業 ウ)中学生や高校生の加入を促進する事業 エ)学校や地域団体等との連携にかかわる事業 オ)その他、市町村スポーツ少年団の課題解決に向けた事業
対象者	当該年度にスポーツ少年団に登録している団員が対象の事業となります。 ただし、加入促進等の事業を選択する場合は、**スポーツ少年団活動に興味がある子どもとその保護者**も参加対象とします。
時間	半日程度（3時間程度）の事業といたします。
経費	県補助金3万円＋**市町村負担金3万円以上**

2 事業計画について

(1) 事業計画書の作成

ア)～オ)どの課題に対する事業を実施するか選択し、
事業計画書(様式1－2)を作成してください。
※開催期日・会場・参加対象者・実施内容・参加料・募集方法などを検討

《事業計画にあたっての留意事項》
①参加対象となる方々が参加しやすい日程や会場を設定してください。
②できるだけ種目が限定されたりするものではなく、多く団員が参加できるような事業としてください。
③市町村スポーツ少年団本部の活動がより活性化することを目的としていますので、必ず市町村スポーツ少年団が主催する事業としてください。
④実施内容の計画は、下記プログラムなどを活用ください。
〇アクティブ チャイルド プログラム
〇運動適性テストⅡ
〇その他レクリエーション
⑤スポーツ少年団に登録していない者が対象となる場合、必ずレクリエーション保険の加入をお願いします。また、それに係る経費は参加者負担としてください。

(2) 事業予算書の作成

必要経費を計算し、事業予算書(様式1－3)を作成してください。
対象経費は、諸謝金・旅費・借損料・印刷製本費・消耗品費
通信運搬費・会議費・雑役務費となります。
※必要経費を計算し、参加費を設定を行ってください。
また、レクリエーション保険加入の際は、参加者より保険代を徴収してください。

3 申請・報告について

(1) 申請書の提出

申請書(様式1-1)・事業計画書(様式1-2)
事業予算書(様式1-3)・実施要項の4点を県本部宛提出する。
《提出期日》7月末日まで
※ただし、8月までに開催を検討している場合は、開催日の1ヶ月前までにご提出ください。

◎申請書を確認後、補助金の振込手続きを行います。申請書(様式1－1)に必ず振込み先を記載してください。また、申請の内容を確認する際に詳しく内容をお伺いすることがあります。

(2) 報告書の提出

事業終了後、すみやかに報告書(様式2－1)・事業報告書(様式2-2)
事業決算書(様式2-3)・その他(成果物など)を県本部宛提出する。
《提出期日》実施終了後、1ヶ月以内まで
※最終報告期日は、翌年3月31日まで

◎領収書等の証拠書類は、確認を求められた際に提出できるよう市町村本部にて保管してください。

事業実施にあたっての注意事項

◎スポーツ活動における安全対策を講じてください。
◎必ず傷害保険に加入していることを確認してください。
また、登録していない者を対象とする場合は、レクリエーション保険に加入して下さい。(保険料は本人負担としてください。)
◎事故等が発生した場合の対応については、関係者で共有してください。

問い合わせ先
公益財団法人埼玉県スポーツ協会
地域スポーツ支援課 スポーツ少年団担当
〒362－0031 埼玉県上尾市東町三丁目1679番地
電話 048－779－5895